

大原大学院大学学位規程

(目 的)

第 1 条 大原大学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、本学学則に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(学位の名称)

第 2 条 本学で授与する学位は、専門職学位とする。

2. 専門職学位の名称及び付記する専攻分野の名称は、次の通りとする。

会計研究科 会計監査専攻 会計修士（専門職）

英文名：Master of Accounting（Profession）

(学位授与)

第 3 条 前条の学位は、本学会計研究科の課程を修了した者に授与し、別記様式第 1 の学位記を交付する。

(学位授与の取消し)

第 4 条 本学において学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けたこと、名誉を汚す行為があったこと、その他これに準ずる行為があったときは、教授会の議を経て、その学位の授与を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 号	学 長 氏 名 印	會計研究科長 氏 名 印	大原大学院大学	平成 年 月 日	の学位を授与する。	本学会計研究科会計監査専攻の課程に定められた単位を修得したので会計修士(専門職)	生年月日	氏名	本籍	学位記
--------	-----------------------	-----------------------	---------	-------------------	-----------	--	------	----	----	-----